年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から53年1月まで

② 昭和54年8月から55年3月まで

申立期間②については、求職中にA市町村役場の女性職員から電話で何度 も国民年金保険料を納付するよう督促を受けたので、母から保険料として2 万6,400円を借りて納付した。

申立期間①については、昭和 55 年ごろ、A市町村役場で未納期間は無い と聞いており、国民年金保険料を納付しているはずである。

以上の状況にあるので、申立期間の記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②について、求職中にA市町村役場の女性職員から国民年金保険料を納付するよう督促され、母から保険料2万6,400円(月額3,300円の8か月分)を借り市町村役場で納付したことを鮮明に記憶しており、この金額は、当時の保険料額と一致する。

また、申立人は、申立期間②について、求職中にA市町村役場の女性職員から電話で何度も国民年金保険料を納付するよう督促を受けたと主張しているが、A市町村役場保管の申立人の国民年金被保険者名簿には「昭和55年3月25日厚年喪失に付再取得届出」と記載されており、この日から申立人が次に就職した同年4月21日までの間に、未納となっていた申立期間②について、A市町村役場から申立人に対し国民年金保険料を現年度納付するように督促することは十分に考えられ、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人は申立期間以外に未納が無く、申立期間②に続く免除申請した期間も現年度内に追納しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

一方、申立期間①については、申立人自身、国民年金への加入手続を行った との鮮明な記憶が無く、社会保険庁及びA市町村役場にも、申立人が国民年金 への加入手続をした記録は見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに、納付をうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年8月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年3月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月26日から同年5月6日まで

A事業所で勤務した期間について、厚生年金保険の加入期間照会を行ったところ、昭和41年5月6日から加入という回答が送付されてきた。

しかし、私は昭和41年3月26日から勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので申立期間を厚生年金保険被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び雇用保険被保険者記録から判断して、申立人が、雇用保険 被保険者となった昭和41年3月26日に申立事業所へ入社したと推認できる。

また、申立人と同じ大学を卒業し、同じ時期に入社した同僚は、申立人が申立期間に勤務していたと供述しており、この同僚の申立期間における厚生年金保険被保険者記録も確認できる。

さらに、申立期間当時の申立事業所の代表者等は、死亡しているため、事業所としての厚生年金保険の加入方針は明らかではないが、その当時に厚生年金保険被保険者となった同僚は、申立事業所では試用期間などはなく、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと供述していることから、申立人についても入社日と推認した昭和41年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得したと考えるのが自然である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に適用されている申立事業所における昭和41年5月の標準報酬月額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に廃業し、当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から50年3月まで

申立期間当時、勤務先で寮生活をしていたが、母から20歳になれば必ず国 民年金に加入し保険料を納付するよう言われていたので、20歳到達時に国民 年金に加入し、保険料を納付し始めたと記憶している。

国民年金保険料については、半年毎に送付されて来た納付書により、寮のすぐ近くにあったA金融機関B支店で欠かさず納付していたはずであるので、未納とされている記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A金融機関B支店において納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が居住していたC市町村からは、国民年金保険料の納付書による納付を開始したのは、昭和48年4月以降であり、それ以前は、徴収員による戸別集金であったとの回答があり、申立人の主張と相違する。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿において、 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月6日に払い出されており、 弘前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事 情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料納付について、A金融機関B支店での納付書による納付以外の方法で納付した記憶や保険料をさかのぼって納付した記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年2月まで

私がA市町村の美容院に住み込みで働いていた時、A市町村役場で国民年金に加入した。保険料を納付するため数か月に一度市町村役場に出向いたことを記憶している。

昭和61年4月に国民年金の強制加入被保険者となったので、B市町村役場にA市町村で発行された国民年金手帳を持って手続に行ったが、A市町村役場で国民年金を納付していた証明書を持ってくるよう言われたので、A市町村役場に出向き証明書を交付してもらい、後日当該証明書を持って市町村役場で手続したことを記憶している。

確かに3年分の保険料を納付した証明書であったはずであるのに、納付の記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、第3号被保険者として昭和61年4月1日にB市町村で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「B市町村役場で国民年金の加入手続をした時にA市町村で発行された国民年金手帳を持参したが、B市町村役場からA市町村で国民年金保険料を納付したことの証明書を請求され、A市町村で証明書を発行してもらい、B市町村役場に提出した。」と主張しているが、B市町村役場保管の被保険者名簿には、申立人が新たに昭和61年4月に国民年金第3号被保険者となったことのみが記録されており、これ以前に国民年金に加入し保険料を納付した記録は見受けられない。

さらに、申立人が 20 歳になったころ、A市町村役場で国民年金の加入手続を行ったとしているが、A市町村役場では申立人が国民年金に加入した記録が見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録の氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる有力な証言や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から59年7月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から59年7月まで

私は昭和50年から54年ごろまで国民年金保険料の集金人をしていたが、その時に市町村の職員から、付加保険料を納めたら将来年金を多く受給できるという説明を受け、友人や知人にも付加保険料の納付を勧めていた。

申立期間については、付加保険料も納付していたはずなのに、社会保険庁の記録を確認したところ、付加保険料が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付したと主張しているが、付加年金の加入手続、付加保険料を含めた国民年金保険料の納付金額等に係る記憶はあいまいであるため、付加保険料の納付状況等は明らかでない。

また、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が付加年金の加入手続を行い、付加保険料を納付していた事実は確認できない。

さらに、申立人が付加保険料を一緒に納付していたとする知人についても、 付加年金の加入手続、付加保険料を含めた国民年金保険料の納付金額等に係る 記憶はあいまいである上、付加保険料を納付していた事実も確認できない。

加えて、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに付加保険料を納付していたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から4年11月までの期間及び5年5月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年11月から4年11月まで

② 平成5年5月から7年2月まで

申立期間①については、会社を退職し次の就職先が決まるまで親の扶養家族になろうと思ったが、市町村役場でだめだと言われ、国民健康保険と一緒に加入し国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、平成5年に結婚してA市町村に転入した時期、又は、2年後の7年のどちらかの時期に、夫と共に国民年金の加入手続をし、しばらくすると、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付できると案内があり、分割して保険料を納付した。

以上のとおり国民年金保険料を納付しているので、記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年11月25日に職権で払い出されており、社会保険庁のオンライン記録の氏名検索を行っても、これ以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間①について、会社を退社後、市町村役場で国民健康保険と共に国民年金の加入手続をしたと申し立てているが、社会保険庁及び市町村役場には、国民年金への加入手続を行った記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②について、結婚してA市町村に転入した時期、 又は、結婚後2年ほど経過した時期のどちらかに、夫と共に国民年金への加入 手続をし、その後の案内に従い過年度納付を分割で行ったと申し立てているが、 一緒に加入手続したとする夫は、平成16年11月に国民年金に加入するまで、国 民年金への加入及び保険料納付の記録は見当たらないことから、申立内容は信 びょう性に乏しい。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると、申立期間①の すべて及び申立期間②の大半は時効により国民年金保険料が納付できない期 間である上、申立人が申立期間①及び申立期間②の国民年金保険料を納付した ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料納付をう かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から34年1月21日まで

申立期間において、A事業所に勤務していた。退職後に脱退手当金を受給したとのことだが、私は脱退手当金の支払いを受けた覚えが無い。もし申請しているのであれば、その前の期間も受給しているはずである。記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録の職歴審査照会回答票によるとA事業所において、昭和33年から39年までに資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の受給資格が有る9人中全員に脱退手当金の支給記録が有り、このうち7人については厚生年金保険資格喪失日の6か月以内に支給決定がなされており、申立人についても当該事業所退職時に事業主から何らかの働きかけがなされた可能性が高いと考えられる。

なお、申立期間前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金 保険被保険者期間があるが、この未請求の被保険者期間と申立期間である被保 険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されており、申立 期間の脱退手当金が請求された昭和34年当時、社会保険事務所では、請求者か らの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは 困難であったものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和34年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年6月から35年11月1日まで

② 昭和36年9月2日から37年7月1日まで

昭和34年6月から37年7月1日までA事業所で勤務していたが、社会保険庁の記録では35年11月1日から36年9月2日までの記録となっている。仕事内容は運ばれてきた木をイカダにしてつなぐ仕事をしていた。34年6月から37年7月1日まで継続して勤務していたので調査し、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が勤務していたと供述している昭和34年6月から37年7月1日までの期間に申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していた者が20人確認でき、このうち現在連絡のとれた二人に両申立期間における勤務状況等を確認したが勤務期間及び保険料控除についての供述が得られなかった。

また、両申立期間において、社会保険関係事務を担当していた申立事業所の 担当者は既に死亡しており申立人の厚生年金保険料控除に係る供述は得られ ない。

さらに、申立事業所に勤務していた期間の前後に勤務していた事業所の役員 及び同僚に照会をしたが、申立人が申立事業所に勤務していた事実を確認でき る供述は得られなかった。

加えて、申立事業所は既に廃業し、当時の事業主も死亡しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月28日から35年8月26日まで 申立期間について記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとなって いた。会社から説明は無く、自ら脱退手当金を請求した記憶も無いので、脱 退手当金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている女性従業員約100人のうち、脱退手当金の受給資格が有る79人の支給記録を確認したところ、51人に支給記録が確認でき、このうち50人については厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月1日から23年12月31日まで

A事業所で勤務していた昭和18年5月1日から23年12月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚二人(うち一人は申立事業所の後継事業所の元責任者)の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間及び厚生年金保険料控除に関する有力な供述は得られなかった。

また、申立人は、当該事業所には兄と入れ替わりで入社し、その後に兄は当該事業所では勤務していないと主張しており、一方で申立人の姉及び同僚は申立人の兄は勤務していたと供述し、申立人自身、申立事業所における勤務期間及び保険料控除に関する記憶があいまいであり、申立人が記憶する同僚及び申立期間当時の代表者も死亡している。

さらに、申立事業所は昭和26年に解散し、後継事業所では申立期間当時の資料を保管していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。